



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*57 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則 (障害福祉課)

### ○ 告示

513 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)

514 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

515 " ( " )

516 " ( " )

517 " ( " )

518 生活保護法による医療機関の指定 ( " )

519 " ( " )

520 " ( " )

521 " ( " )

522 " ( " )

523 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)

524 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 ( " )

525 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )

526 " ( " )

527 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )

528 " ( " )

529 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 ( " )

530 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)

531 " ( " )

532 " ( " )

533 " ( " )

534 " ( " )

535 地方卸売市場の開設 (食品流通課)

536 地方卸売市場における卸売業務の許可 ( " )

537 和歌山県立高等学校情報教育教室用処理機器等の借入れに係る一般競争入札に参加する者の資格審査の実施 (教育委員会)

### ○ 公安委員会告示

14 警備員指導教育者講習及び機械警備業務管理者講習の実施

### ○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

" ( " )

" ( " )

" ( " )

" ( " )

開発行為の工事の完了 ( " )

## 規 則

### 和歌山県規則第57号

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則を次のように定める。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成19年和歌山県条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条に規定する報告は、任意入院者の定期病状報告書(別記様式)により行うものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第 2 条関係)

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

病院名

所在地

管理者名

印

|  |   |              |               |          |                      |                 |
|--|---|--------------|---------------|----------|----------------------|-----------------|
| 任意入院者  | フリガナ  |              |               | 生年月日     | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成 | 年 月 日生<br>(満 歳) |
|  | 氏名  | (男・女)        |               |          |                      |                 |
|  | 住所  | 都道府県         | 郡市区           | 町村区      |                      |                 |
| 任意入院年月日<br>(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の3の規定による入院)           | 昭和<br>平成  | 年 月 日        | 今回の入院<br>入院形態 | 昭和<br>平成 | 年 月 日                |                 |
| 前回の定期報告<br>年 月 日   | 年 月 日   |              |               |          |                      |                 |
| 病名   | 1 主たる精神障害   | 2 従たる精神障害    | 3 身体合併症       |          |                      |                 |
|  | ICD カテゴリー( )  | ICD カテゴリー( ) |               |          |                      |                 |
| 生活歴及び現病歴<br>(推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)                | (陳述者氏名 続柄 )   |              |               |          |                      |                 |
| 初回入院期間   | 昭和・平成 年 月 日～昭和・平成 年 月 日 (入院形態 )   |              |               |          |                      |                 |
| 前回入院期間   | 昭和・平成 年 月 日～昭和・平成 年 月 日 (入院形態 )   |              |               |          |                      |                 |
| 初回から前回までの入院回数  | 計 回   |              |               |          |                      |                 |
| 過去12か月間の外泊の実績  | 1 不定期的 2 定期的 ((1)月単位、(2)数か月単位、(3)盆又は正月) 3 なし                                    |              |               |          |                      |                 |
| 過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載すること(過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性について) |   |              |               |          |                      |                 |
| 症状の経過  | 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向   |              |               |          |                      |                 |
| 任意入院継続の必要性(通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)                   |   |              |               |          |                      |                 |
| 今後の退院へ向けた取り組み  |   |              |               |          |                      |                 |
| <現在の精神症状>  | 1 意識<br>(1) 意識混濁 (2) せん妄 (3) もうろう (4) その他 ( )<br>2 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)<br>3 記憶 |              |               |          |                      |                 |

|             |   |
|-------------|---|
| 4           | 知覚<br>(1) 記銘障害 (2) 見当識障害 (3) 健忘 (4) その他 ( )   |
| 5           | 思考<br>(1) 幻聴 (2) 幻視 (3) その他 ( )   |
| 6           | 感情・情動<br>(1) 妄想 (2) 思考途絶 (3) 連合弛緩 (4) 滅裂思考 (5) 思考奔逸 (6) 思考制止 (7) 強迫観念 (8) その他 ( )                             |
| 7           | 意欲<br>(1) 感情平板化 (2) 抑うつ気分 (3) 高揚気分 (4) 感情失禁 (5) 焦燥・激越 (6) 易怒性・被刺激性亢進 (7) その他 ( )                              |
| 8           | 自我意識<br>(1) 衝動行為 (2) 行為心迫 (3) 興奮 (4) 昏迷 (5) 精神運動制止 (6) 無為・無関心 (7) その他 ( )                                     |
| 9           | 食行動<br>(1) 離人感 (2) させられ体験 (3) 解離 (4) その他 ( )  |
| <その他の重要な症状> | (1) 拒食 (2) 過食 (3) 異食 (4) その他 ( )  |
| <問題行動等>     | (1) てんかん発作 (2) 自殺念慮 (3) 物質依存 ( ) (4) その他 ( )  |
| <現在の状態像>    | (1) 暴言 (2) 徘徊 (3) 不潔行為 (4) その他 ( )  |
|             | (1) 幻覚妄想状態 (2) 精神運動興奮状態 (3) 昏迷状態 (4) 統合失調症等残遺状態 (5) 抑うつ状態 (6) 躁状態 (7) せん妄状態 (8) もうろう状態 (9) 認知症状態 (10) その他 ( ) |
| 本報告に係る診察年月日 | 年 月 日   |
| 診断した主治医氏名   | 署名  |

|         |  |
|---------|--|
| 審査会意見   |  |
| 都道府県の措置 |  |

記載上の留意事項

- 1 [ ] 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加して記載すること。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院における入院歴及び入院形態についても聴取して記載すること。
- 6 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当するものの番号等を○で囲むこと。

告 示

和歌山県告示第513号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年5月26日まで縦覧に供する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年3月26日

2 名称

特定非営利活動法人福祉作業所みどりの家

3 代表者の氏名

太田節子

4 主たる事務所の所在地

和歌山市土佐町2丁目38番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対して、社会自立援助に関する事業を行い、知的障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第514号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号    | 名 称     | 所 在 地      | 廃 止 年月日       |
|------------|---------|------------|---------------|
| 御医<br>55-7 | 高辻内科胃腸科 | 御坊市菌489番地5 | 平成<br>19.1.31 |

和歌山県告示第515号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年月日 |
|---------|-----|-------|---------|
|         |     |       |         |

|             |              |              |               |
|-------------|--------------|--------------|---------------|
| 橋医<br>85-17 | 南クリニック胃腸・肛門科 | 橋本市市脇4丁目7番6号 | 平成<br>19.2.28 |
|-------------|--------------|--------------|---------------|

和歌山県告示第516号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号    | 名 称        | 所 在 地           | 廃 止 年月日       |
|------------|------------|-----------------|---------------|
| 有医<br>97-9 | 平山こどもクリニック | 有田郡有田川町天満305番地4 | 平成<br>19.2.28 |

和歌山県告示第517号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号      | 名 称             | 所 在 地                         | 廃 止 年月日       |
|--------------|-----------------|-------------------------------|---------------|
| 田医<br>136-16 | たかの耳鼻咽喉科・アレルギー科 | 田辺市新庄町東跡之浦2744番地58 精香オンドルビル2階 | 平成<br>19.2.28 |

和歌山県告示第518号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号     | 名 称     | 所 在 地      | 指 定 年月日      |
|-------------|---------|------------|--------------|
| 御医<br>72-18 | 高辻内科胃腸科 | 御坊市菌489番地5 | 平成<br>19.2.1 |

和歌山県告示第519号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号     | 名 称          | 所 在 地        | 指 定 年月日      |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 橋医<br>87-18 | 南クリニック胃腸・肛門科 | 橋本市市脇4丁目7番6号 | 平成<br>19.3.1 |

和歌山県告示第520号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号      | 名 称        | 所 在 地           | 指 定 年 月 日    |
|--------------|------------|-----------------|--------------|
| 有医<br>115-18 | 平山こどもクリニック | 有田郡有田川町天満305番地4 | 平成<br>19.3.1 |

和歌山県告示第521号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号      | 名 称             | 所 在 地                          | 指 定 年 月 日    |
|--------------|-----------------|--------------------------------|--------------|
| 田医<br>150-18 | たかの耳鼻咽喉科・アレルギー科 | 田辺市新庄町字東跡之浦2744番地58 精香オンドルビル2階 | 平成<br>19.3.1 |

和歌山県告示第522号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号    | 名 称  | 所 在 地         | 指 定 年 月 日     |
|------------|------|---------------|---------------|
| 岩医<br>5-18 | 岡本医院 | 岩出市岡田字上野695-1 | 平成<br>19.3.15 |

和歌山県告示第523号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号    | 氏 名<br>(法人の場合にあっては、申請者の名称) | 住 所<br>(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) | 法人の場合にあっては、代表者の氏名 | 事業所の名称            | 事業所の所在地         | サービスの種類 | 指 定 年 月 日<br>(指定の有効期間の満了の日)     |
|------------|----------------------------|--------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|---------|---------------------------------|
| 3072400637 | すさみ町                       | 西牟婁郡すさみ町周参見4089                | 桂功                | 社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会 | 西牟婁郡すさみ町周参見4133 | 通所介護    | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |

和歌山県告示第524号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号    | 申請者の名称         | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名 | 事業所の名称          | 事業所の所在地       | サービスの種類 | 指 定 年 月 日<br>(指定の有効期間の満了の日)     |
|------------|----------------|----------------|--------|-----------------|---------------|---------|---------------------------------|
| 3072100724 | 特定非営利活動法人生活支援優 | 日高郡由良町里244-23  | 尾崎哲也   | 居宅介護支援事業所優      | 日高郡由良町里249    | 居宅介護支援  | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |
| 3072400728 | 社会福祉法人三養福祉会    | 大阪府門真市桑才294番地5 | 菅幹夫    | 居宅介護支援事業所白浜日置の郷 | 西牟婁郡白浜町日置2037 | 居宅介護支援  | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |

和歌山県告示第525号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第5

3条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号    | 氏名<br>(法人の場合にあっては、申請者の名称) | 住所<br>(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) | 法人の場合にあっては、代表者の氏名 | 事業所の名称         | 事業所の所在地        | サービスの種類       | 指定年月日<br>(指定の有効期間の満了の日) |
|------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------|----------------|----------------|---------------|-------------------------|
| 3072500170 | 社会福祉法人熊野福祉会               | 田辺市本宮町上大野97番地の1               | 中岸麻               | デイサービスセンター熊野川園 | 新宮市熊野川町西204番地1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成19.3.30<br>平成25.3.29  |

## 和歌山県告示第526号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号    | 氏名<br>(法人の場合にあっては、申請者の名称) | 住所<br>(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) | 法人の場合にあっては、代表者の氏名 | 事業所の名称           | 事業所の所在地         | サービスの種類       | 指定年月日<br>(指定の有効期間の満了の日) |
|------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------|------------------|-----------------|---------------|-------------------------|
| 3070105865 | 株式会社オウル                   | 和歌山市木ノ本55-5-6                 | 鎌田美奈子             | オウルケアサービス        | 和歌山市木ノ本55-5-6   | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.4.1<br>平成25.3.31   |
| 3070105857 | 合同会社雪うさぎ                  | 和歌山市岩橋691-2                   | 上野山祐子             | ホームヘルパー雪うさぎ      | 和歌山市岩橋691-2     | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.4.1<br>平成25.3.31   |
| 3071100378 | 医療法人天竹会                   | 海南市重根11-1                     | 竹中庸之              | 天寿苑(介護予防)訪問介護事業所 | 海草郡紀美野町下佐々385-1 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.4.1<br>平成25.3.31   |
| 3071700110 | 株式会社スマイルワークス              | 紀の川市西脇167番地                   | 茂木満               | 訪問介護サービスステーション真心 | 紀の川市西脇167番地     | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.4.1<br>平成25.3.31   |
| 3072400702 | 社会福祉法人三養福祉会               | 大阪府門真市桑才294番地5                | 菅幹夫               | ヘルパーステーション白浜日置の郷 | 西牟婁郡白浜町日置2037   | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.4.1<br>平成25.3.31   |
| 3070105873 | 株式会社今福ケアセンター              | 和歌山市今福3丁目5番10号                | 東山義隆              | 今福いきいきデイサービス     | 和歌山市今福3丁目5番10号  | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成19.4.1<br>平成25.3.31   |
| 3070105881 | 社会福祉法人きたば会                | 有田郡広川町下津木1105-5               | 北波利雄              | デイサービスセンター空      | 和歌山市桑山157-1     | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成19.4.1<br>平成25.3.31   |
| 3070105899 | 有限会社西日本マインド               | 和歌山市布引936-1                   | 武田慎介              | くるみ              | 和歌山市布引935-1     | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成19.4.1                |

|            |                   |                    |      |                          |                    |   |                                 |
|------------|-------------------|--------------------|------|--------------------------|--------------------|---|---------------------------------|
|            |                   |                    |      |                          |                    | 護   | (平成<br>25.3.31)                 |
| 3071000651 | 株式会社城之内デ<br>イサービス | 橋本市野236-2          | 嶋桂子  | 城之内デイサー<br>ビス            | 橋本市野236-2          | 通所介護・介<br>護予防通所介<br>護                       | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |
| 3072400710 | 社会福祉法人三養<br>福祉会   | 大阪府門真市桑才<br>294番地5 | 菅幹夫  | デイサービスセ<br>ンター白浜日置<br>の郷 | 西牟婁郡白浜町日<br>置2037  | 通所介護・介<br>護予防通所介<br>護                       | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |
| 3072200730 | 株式会社おおぞら          | 田辺市上屋敷二丁<br>目3番33号 | 内谷元紀 | 通所介護潮風                   | 田辺市上屋敷二丁目<br>3番33号 | 通所介護・介<br>護予防通所介<br>護                       | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |
| 3070105915 | 社会福祉法人喜成<br>会     | 和歌山市北野128番<br>地    | 向井博子 | 喜和の郷ショ<br>ートステイ          | 和歌山市北野572-1        | 短期入所生活<br>介護・介護予<br>防短期入所生<br>活介護           | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |
| 3072400736 | 社会福祉法人三養<br>福祉会   | 大阪府門真市桑才2<br>94番地5 | 菅幹夫  | 特別養護老人ホ<br>ーム白浜日置の<br>郷  | 西牟婁郡白浜町日置<br>2037  | 短期入所生活<br>介護・介護予<br>防短期入所生<br>活介護           | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |
| 3070105907 | 社会福祉法人喜成<br>会     | 和歌山市北野128番<br>地    | 向井博子 | 養護老人ホーム<br>喜和の郷          | 和歌山市北野572-1        | 特定施設入居<br>者生活介護・<br>介護予防特定<br>施設入居者生<br>活介護 | 平成<br>19.4.1<br>(平成<br>25.3.31) |

和歌山県告示第527号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事

業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者<br>番号 | 申請者の<br>名称      | 主たる事務所の<br>所在地      | 代表者の<br>氏名 | 事業所の<br>名称        | 事業所の所在地            | サービスの<br>種類                                  | 指<br>定<br>年<br>月<br>日<br>(指定の有<br>効期間の<br>満了の日) |
|-------------|-----------------|---------------------|------------|-------------------|--------------------|--|---|
| 3072500048  | 社会福祉法人熊野<br>福祉会 | 田辺市本宮町上大<br>野97番地の1 | 中岸麻        | 特別養護老人ホ<br>ーム熊野川園 | 新宮市熊野川町西2<br>04番地1 | 居宅介護支<br>援・短期入所<br>生活介護・介<br>護予防短期入<br>所生活介護 | 平成<br>19.3.30<br>(平成<br>25.3.29)                |

和歌山県告示第528号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事

業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者<br>番号 | 申請者の<br>名称 | 主たる事務所の<br>所在地 | 代表者の<br>氏名 | 事業所の<br>名称 | 事業所の所在地 | サービスの<br>種類 | 指<br>定<br>年<br>月<br>日<br>(指定の有<br>効期間の<br>満了の日) |
|-------------|------------|----------------|------------|------------|---------|-------------|---|
|             |            |                |            |            |         |             |   |

|            |          |             |      |               |                  |                                  |                               |
|------------|----------|-------------|------|---------------|------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 3071600740 | 有限会社優心の郷 | 有田市辻堂656番地3 | 宮芝秀典 | サンライズケア<br>広川 | 有田郡広川町広<br>6-5番地 | 居宅介護支<br>援・訪問介<br>護・介護予防<br>訪問介護 | 平成<br>19.4.1<br>平成<br>25.3.31 |
|------------|----------|-------------|------|---------------|------------------|----------------------------------|-------------------------------|

和歌山県告示第529号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の  
規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したの

で、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者<br>番号 | 氏名<br>(法人の場合に<br>あっては、<br>申請者の名称) | 住所<br>(法人の場合に<br>あっては、主たる<br>事務所の所在地) | 法人の場合に<br>あっては、<br>代表者の氏名 | 事業所の<br>名称              | 事業所の所在地           | 指定<br>定員数 | 指定<br>年月日<br>(指定の有<br>効期間の<br>満了の日) |
|-------------|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------|-----------|-------------------------------------|
| 3072400736  | 社会福祉法人三養<br>福祉会                   | 大阪府門真市大字桑才<br>294番地5                  | 理事長 菅幹夫                   | 特別養護老<br>人ホーム白<br>浜日置の郷 | 西牟婁郡白浜町日置20<br>37 | 50        | 平成<br>19.4.1<br>平成<br>25.3.31       |

和歌山県告示第530号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の  
指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所<br>番号      | 事業所の<br>名称 | 事務所の所在地             | 障害福祉<br>サービスの<br>種類 | 主たる対象<br>とする障害<br>種別 | 事業者の<br>名称       | 事業者の主たる<br>事務所の所在地  | 指定<br>年月日    | 指定の<br>有効期限   |
|----------------|------------|---------------------|---------------------|----------------------|------------------|---------------------|--------------|---------------|
| 20125000<br>82 | エコ工房四季     | 東牟婁郡串本町古<br>座1004番地 | 就労継続支援<br>B型        | 知的障害<br>身体障害<br>精神障害 | 社会福祉法人<br>つばさ福祉会 | 東牟婁郡串本町<br>古座1004番地 | 平成<br>19.4.1 | 平成<br>25.3.31 |

和歌山県告示第531号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の  
指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所<br>番号      | 事業所の<br>名称 | 事務所の所在地           | 障害福祉<br>サービスの<br>種類    | 主たる対象<br>とする障害<br>種別 | 事業者の<br>名称    | 事業者の主たる<br>事務所の所在地 | 指定<br>年月日    | 指定の<br>有効期限   |
|----------------|------------|-------------------|------------------------|----------------------|---------------|--------------------|--------------|---------------|
| 30117000<br>71 | 第2三幸園      | 紀の川市粉河4138<br>番地3 | 就労移行支援<br>就労継続支援<br>B型 | 知的障害<br>身体障害<br>精神障害 | 社会福祉法人<br>山水会 | 紀の川市粉河416<br>8番地   | 平成<br>19.4.1 | 平成<br>25.3.31 |

和歌山県告示第532号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の  
指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所<br>番号      | 事業所の<br>名称 | 事務所の所在地             | 障害福祉<br>サービスの<br>種類                  | 主たる対象<br>とする障害<br>種別 | 事業者の<br>名称              | 事業者の主たる<br>事務所の所在地 | 指定<br>年月日    | 指定の<br>有効期限   |
|----------------|------------|---------------------|--------------------------------------|----------------------|-------------------------|--------------------|--------------|---------------|
| 30113001<br>20 | てんとう虫      | 伊都郡かつらぎ町<br>大谷247-1 | 児童ディスア<br>ビス<br>就労継続支援<br>B型<br>生活介護 | 知的障害<br>身体障害<br>精神障害 | 特定非営利活<br>動法人よつば<br>福祉会 | 橋本市高野口町<br>大野941-5 | 平成<br>19.4.1 | 平成<br>25.3.31 |

和歌山県告示第533号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項



の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、  
同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号      | 事業所の名称   | 事務所の所在地       | 障害福祉サービスの種類      | 主たる対象とする障害種別            | 事業者の名称       | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日    | 指定の有効期限   |
|------------|----------|---------------|------------------|-------------------------|--------------|----------------|----------|-----------|
| 3010100380 | くじら共同作業所 | 和歌山市六十谷490番地5 | 生活介護<br>就労継続支援B型 | 視覚障害<br>聴覚・言語障害<br>知的障害 | 社会福祉法人くじら福祉会 | 和歌山市六十谷490番地5  | 平成19.4.1 | 平成25.3.31 |

和歌山県告示第534号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項  
の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事務所の所在地         | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別   | 事業者の名称       | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日    | 指定の有効期限   |
|------------|--------|-----------------|-------------|----------------|--------------|----------------|----------|-----------|
| 3022500031 | 暖海ハイツ  | 東牟婁郡太地町太地2995-1 | 共同生活介護      | 知的障害者<br>精神障害者 | 社会福祉法人いなほ福祉会 | 東牟婁郡那智勝浦町中里575 | 平成19.4.1 | 平成24.9.30 |

和歌山県告示第535号

卸売市場法(昭和46年法律第35条)第55条の規定により、  
次のとおり地方卸売市場の開設の許可をしたので公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 地方卸売市場開設者

| 許可番号 | 地方卸売市場           |                 | 開設者              |           |
|------|------------------|-----------------|------------------|-----------|
|      | 所在地              | 名称              | 住所               | 氏名        |
| 第47号 | 東牟婁郡太地町太地3167番地7 | 太地町漁業協同組合地方卸売市場 | 東牟婁郡太地町太地3167番地7 | 太地町漁業協同組合 |

2 許可年月日 平成19年4月1日

和歌山県告示第536号

卸売市場法(昭和46年法律第35条)第58条第1項の規定により、  
次のとおり地方卸売市場における卸売業務の許可をしたので公示する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 地方卸売市場卸売業者

| 許可番号 | 許可取扱品目の種類 | 卸売業者             |           | 所属市場             |                 |
|------|-----------|------------------|-----------|------------------|-----------------|
|      |           | 住所               | 氏名        | 所在地              | 名称              |
| 第53号 | 水産物       | 東牟婁郡太地町太地3167番地7 | 太地町漁業協同組合 | 東牟婁郡太地町太地3167番地7 | 太地町漁業協同組合地方卸売市場 |

2 許可年月日 平成19年4月1日

和歌山県告示第537号

和歌山県立高等学校情報教育教室用情報処理機器等の借  
入れに係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に

参加する者の資格審査を次のとおり実施する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に参加することができる者の要件

競争入札に参加することができる者の要件は、次に掲げる者で、この競争入札の参加資格に関する知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、5に掲げる競争入札参加有資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 国税、県税及び市町村税に未納がない者
- (3) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ている者
- (5) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
- (6) 契約の履行が困難と認められない者
- (7) 資格審査基準日(平成19年4月10日)の属する事業年度の直前の3事業年度の間、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と規模を同じくする情報処理機器等の借入れ又は納入等に係る契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者
- (8) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

2 資格審査の申請方法

- (1) 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して

知事に提出するものとする。

ア 経営状況等に関する次に掲げる調査  
事業経歴書

イ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

ウ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないものに限る。)

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人事業税又は個人事業税

(ウ) 法人にあっては、法人県民税

(エ) 自動車税

(オ) 個人にあっては、県・市町村民税

オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

カ 使用印鑑届

キ 誓約書

ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

- (2) 資格審査申請書並びに(1)のア、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、当該用紙については、和歌山県教育委員会のホームページからダウンロードし、又は4に掲げる県の機関に平成19年4月10日(火)から平成19年5月2日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に請求することができる。

- (3) 申請の手続について質問がある者は、平成19年5月2日(水)午後4時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 3 資格審査申請書類の申請の時期及び受付場所

- (1) 平成19年4月10日(火)から平成19年5月2日(水)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で受け付ける。

- (2) 競争入札による契約が見込まれるときは、(1)の規定にかかわらず、随時に入札の参加を希望する者の申請書を受領し、速やかに資格審査を行うものとする。この場合において、その競争入札の開札の日時までに資格審査を終了することができない恐れがあると認められるときは、あらかじめその旨を申請者に通知するものとする。

### 4 資格審査書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁一丁目2番地の1(県庁南別館6階)

電話番号 073-441-3642

(ファクシミリ番号 073-432-4517)

### 5 資格審査の決定等

資格審査の結果、申請者が競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると認めるときは、その氏名又は名称その他必要な事項を競争入札参加有資格者名簿に登録するとともに、競争入札参加資格結果通知書により、3の(1)にあっては平成19年5月25日(金)まで、3の(2)にあっては審査終了後速やかに、その旨を当該申請者に通知するものとし、入札参加資格を有しないと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

### 6 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日から平成21年3月31日(火)までとする。

### 7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年5月31日(木)までに書面により求めるものとする。ただし、3の(2)にあっては、8に掲げる各競争入札に係る告示に別に定める時期までとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成19年6月13日(水)までに書面により行うものとする。ただし、3の(2)にあっては、8に掲げる各競争入札に係る告示に別に定める時期までとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

### 8 その他

この告示に定めるもののほか、各競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法その他必要な事項は、別に定める。この場合において、その内容を告示するものとする。

### 9 問い合わせ先

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁一丁目2番地の1(県庁南別館6階)

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第14号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

を次のとおり実施する。

平成19年4月10日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

| 講習区分   | 講習期間                               | 場 所                                    | 定員  |
|--|------------------------------------|--|-----|
| 法第2条第1項第4号の業務に係る警備員指導教育責任者講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(4号)」という。) | 平成19年5月22日(火)から平成19年5月23日(水)までの2日間 | 和歌山市手平2丁目1番2号<br>和歌山ビッグ愛<br><br>(合同実施) | 60名 |
| 法第2条第1項第4号の業務に係る警備員指導教育責任者講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(4号)」という。) |                                    |  |     |
| 機械警備業務管理者講習  | 平成19年6月5日(火)から平成19年6月8日(金)までの4日間   | 同 上                                    | 10名 |

2 講習の対象者

(1) 追加取得講習(4号)を受講することができる者は、法第2条第1項第4号の警備業務(以下「4号警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る法22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものとする。

(2) 特例措置講習(4号)を受講することができる者は、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者とする。

(3) 機械警備業務管理者講習を受講することができる者は、本講習の受講を希望する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

| 申 出 期 間   |
|---|
| 平成19年4月16日(月)から平成19年4月20日(金)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間) |

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。
- オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

受講申請書等の提出期間及び提出先については、講習の種別を問わず下記のとおりとする。

| 提 出 期 間  | 提 出 先                          |
|--|--------------------------------|
| 平成19年4月23日(月)から平成19年4月25日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間) | 和歌山県内の最寄りの警察署(受講予定者自身が提出すること。) |

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出を受け付けされた者は、上記4の(1)に掲げる提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

- ア 追加取得講習(4号)の受講予定者
  - (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書  
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。
  - (イ) 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
  - (ウ) 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、2の(1)に該当することを

誓約する誓約書及び履歴書 各1通

イ 特例措置講習(4号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 旧資格者証の写し

ウ 機械警備業務管理者講習の受講予定者

機械警備業務管理者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

ア 追加取得講習(4号) 10,000円

イ 特例措置講習(4号) 10,000円

ウ 機械警備業務管理者講習 38,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話番号: 073-423-0110(内線 3028)

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

高野口都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 橋本周辺広域ごみ処理場

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

かつらぎ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 橋本周辺広域ごみ処理場

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

九度山町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

九度山都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 橋本周辺広域ごみ処理場

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

高野町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

高野都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 橋本周辺広域ごみ処理場

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

かつらぎ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画ごみ焼却場(かつらぎごみ焼却場)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告す

る。

平成19年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 有田市野字西陰969番8の一部          |
| 許可を受けた者の住所及び氏名     | 有田市箕島22-1番地<br>西山工業 西山喜裕 |